

公契約の基本方針などを決めました

第88号議案 品川区公契約条例

公契約の適正な履行の確保等を図るため、基本方針、区および受注者の責務などを決めました。
※公契約とは…区が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約および指定管理協定のこと。

基本方針

- (1)公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (2)談合その他の不正行為を排除すること。
- (3)受注者において労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備をさせること。
- (4)区内の事業者および持続可能な社会の実現に資する取組を行う事業者の受注の機会を確保するよう努めること。
- (5)公契約の適正な履行および品質の確保を図り、良質な区民サービスの提供に寄与すること。

区の責務

基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

受注者の責務

- (1)公契約を締結した者としての責任を自覚し、法令等を遵守するとともに区が行う施策に協力するよう努めなければならない。
- (2)労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。



労働報酬下限額

受注者等が公契約に従事する労働者に対し、区長が定める「労働報酬下限額」以上の報酬を支払うことについて、契約に盛り込むことを定める。

委員会での質問

Q 労働環境の確認方法について

A 現在行っている労働環境チェックシートの提出と同様に、事業者に自己申告していただくこと、また、労働者側からの申出があれば、区が立入調査をはじめとして実態を調査する考えである。

このようなことが決まりました

令和6年第3回臨時会

会期1日間：令和6年12月25日

審議した議案 区長提出議案…1件 計1件

長期化する物価高騰により影響を受けている低所得世帯や区内事業者への支援などを迅速に行うため、臨時会を開催しました。

令和6年第4回定例会

会期15日間：令和6年11月21日～12月5日

審議した議案等 区長提出議案…21件 請願・陳情…17件 計38件

品川区地域子ども家庭支援センターを設置します

第90号議案 品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

子育て家庭への相談支援体制を強化するため、各保健センターに地域子ども家庭支援センターを設置します。

役割

産前から未就学児までの子育てに関する相談、援助、支援に関する情報提供など

設置場所

品川保健センター、大井保健センター、荏原保健センター

開館時間

午前8時30分～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）



委員会での質問

Q 区内3保健センターに地域子ども家庭支援センターを設置する理由について

A 区内3保健センターに地域子ども家庭支援センターを設置し福祉職を配置することで母子保健と児童福祉の両分野の連携体制を強化し、より区民が相談しやすい環境を整えることができる。